

総 税 都 第 46 号
令和 2 年 12 月 24 日

各道府県税務主管部長 殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

「地方消費税に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

「地方消費税に係る事務の取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日自治府第 46 号自治省税務局府県税課長通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

別添「地方消費税に係る事務の取扱いについての一部改正 新旧対照表」の、改正前欄の破線で囲んだ部分及び下線部を、改正後欄の破線で囲んだ部分及び下線部のとおりとする。なお、本通知による改正は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

様式 2

別紙様式 2

令和 年 月 日

知事 殿

税関長



地方消費税（貨物割）の課税状況等について

地方税法第 72 条の 112 第 1 項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税
（貨物割）の課税状況等（令和〇年度分）について、別添のとおり報告します。

様式 2

別紙様式 2

令和 年 月 日

知事 殿

税関長



地方消費税（貨物割）の課税状況等について

地方税法第 72 条の 112 第 1 項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税
（貨物割）の課税状況等（令和〇年度分）について、別添のとおり報告します。

徴収		決定		済額		納済額		不納欠損額		収納未済額		備考
○年度分 件数 (a)	件数	前期繰越 件数 (b)	件数	合計 (c)=(a+b)	件数	件数	件数	件数	件数	件数	(f)=(c-d-e)	

(単位：円)

支払決定済額		支払命令済額		支払命令未済額		備考
件数	(a)	件数	(b)	件数	(c)=(a-b)	

(単位：円)

期首 滞納額 (前期繰越) 件数 (a)		新規発生滞納額		要整理滞納額		処理済滞納額		滞納額残高		(a)のうち滞納処分 の停止額		備考
件数	(a)	件数	(b)	件数	(c)=(a+b)	件数	(d)	件数	(e)=(c-d)	件数		

(単位：千円)

同右

別紙様式 3

課 消 一
令和 年 月 日

知事 殿

国税庁長官



地方消費税（譲渡割）の課税状況について

地方税法附則第9条の13第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の課税状況（令和〇年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので、下表のとおり報告します。

区 分	個人事業者		法 人		合 計	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
現 年 分	一般申告及び処理					
	簡易申告及び処理					
	納 税 申 告 計					
	還付申告及び処理					
小 計						
既 往 年 分	申告及び処理による増差税額のあるもの					
	申告及び処理による減差税額のあるもの					
差 引 計	実		実		実	
加 算 額						

- (注) 1 「現年分」は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに終了した課税期間について、令和〇年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については令和〇年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正・決定等）による課税事績に基づいて集計したものである。
- 2 「既往年分」は、令和〇年3月31日以前に終了した課税期間について、令和〇年7月1日から令和〇年6月30日までの申告（令和〇年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。）又は処理による課税事績に基づいて集計したものである。
- 3 「件数」欄の「実」は、実件数（申告又は処理による当初の課税事績の件数）を示す。

別紙様式 3

課 消 一
令和 年 月 日

知事 殿

国税庁長官



地方消費税（譲渡割）の課税状況について

地方税法附則第9条の13第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の課税状況（令和〇年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので、下表のとおり報告します。

区 分	個人事業者		法 人		合 計	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
現 年 分	一般申告及び処理					
	簡易申告及び処理					
	納 税 申 告 計					
	還付申告及び処理					
小 計						
既 往 年 分	申告及び処理による増差税額のあるもの					
	申告及び処理による減差税額のあるもの					
差 引 計	実		実		実	
加 算 額						

- (注) 1 「現年分」は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までに終了した課税期間について、令和〇年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については令和〇年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書」及び「決議書」に基づいて集計したものである。
- 2 「既往年分」は、令和〇年3月31日以前に終了した課税期間について、令和〇年7月1日から令和〇年6月30日までの申告（令和〇年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。）又は処理による課税事績を「申告書」及び「決議書」に基づいて集計したものである。
- 3 「件数」欄の「実」は、実件数（申告又は処理による当初の課税事績の件数）を示す。

様式 4

別紙様式 4

知事 殿

徴徴 一
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官



地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況について

地方税法附則第9条の13第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況（令和〇年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので下表のとおり報告します。

	① 期首滞納 (前期繰越)	② 新規発生 滞 納	③ (①+②) 要 整 理 滞 納	④ 処 理 済 滞 納	⑤ (③-④) 滞納残高 (次期繰越)	内滞納処 分の停止
件数	件	件	件	件	件	件
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(注) 1 件数とは、滞納人員ではなく、納期限ごと、本税、加算税、延滞税、利子税ごとに1件とカウントしている。ただし、本税、加算税及び利子税のうち2以上が同一の督促状により督促される場合には、それらを併せて1件となる。
2 「内滞納処分の停止」欄は、滞納残高のうち既に滞納処分の停止を行っているものである。

様式 4

別紙様式 4

知事 殿

徴徴 一
令和 年 月 日

国 税 庁 長 官



地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況について

地方税法附則第9条の13第1項の規定に基づき、貴（都道府県）に係る地方消費税（譲渡割）の滞納整理状況（令和〇年度分）について、貴（都道府県）所在の税務署分を取りまとめましたので下表のとおり報告します。

	① 期首滞納 (前期繰越)	② 新規発生 滞 納	③ (①+②) 要 整 理 滞 納	④ 処 理 済 滞 納	⑤ (③-④) 滞納残高 (次期繰越)	内滞納処 分の停止
件数	件	件	件	件	件	件
税額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(注) 1 件数とは、滞納人員ではなく、納期限ごと、本税、加算税、延滞税、利子税ごとに1件とカウントしている。ただし、本税、加算税及び利子税のうち2以上が同一の督促状により督促される場合には、それらを併せて1件となる。
2 「内滞納処分の停止」欄は、滞納残高のうち既に滞納処分の停止を行っているものである。

別紙様式5

徴収取扱費基礎額通知書
 令和 年 月 日
 財務大臣 印

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/2220)	当期還付超過額 ⑥((①-②+③-④)<0)	備考
貨物別							
譲渡別							

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 簡

様式5

別紙様式5

徴収取扱費基礎額通知書
 令和 年 月 日
 財務大臣 印

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/2220)	当期還付超過額 ⑥((①-②+③-④)<0)	備考
貨物別							
譲渡別							

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 1 用紙寸法は、日本産業規格A列4とする。
 2 必要があるときは、上記の事項を記載するものをもって代えることができる。

様式5

別紙様式 5①

徴収取扱費基礎額通知書

各都道府県知事 宛

令和 年 月 日
財務大臣 印

1. 3月分 令和 2 年 3 月 ~ 令和 2 年 5 月 分 (単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/17≥0)	3月還付超過額 ⑥((①-②+③-④)×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

2. 4月及び5月分 (単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	3月還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/21≥0)	4月及び5月還付超過額 ⑥((①-②+③-④)×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 【整】

様式 5①

別紙様式 5①

徴収取扱費基礎額通知書

各都道府県知事 宛

第 年 月 日
令和 財務大臣

1. 3月分 令和 2 年 3 月 ~ 令和 2 年 5 月 分 (単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/17≥0)	3月還付超過額 ⑥((①-②+③-④)×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

2. 4月及び5月分 (単位：円)

区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	3月還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/21≥0)	4月及び5月還付超過額 ⑥((①-②+③-④)×0)	備考
貨物割							
譲渡割							

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 1 用紙寸法は、日本産業規格A列4とする。

2 必要があるときは、上記の事項を記載するものをもって代えることができる。

様式 5①

別紙様式 5②

各都道府県知事 宛

徴収取扱費基礎額通知書

令和 年 月 日
財務大臣 印

1. 3月分						令和 3 年 3 月 ～ 令和 3 年 5 月 分					
区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	3月還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/21≥0)	3月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考				
貨物割											
譲渡割											

(単位：円)

2. 4月及び5月分						令和 3 年 3 月 ～ 令和 3 年 5 月 分					
区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	3月還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/22≥0)	4月及び5月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考				
貨物割											
譲渡割											

(単位：円)

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 []

様式 5②

別紙様式 5②

各都道府県知事 宛

徴収取扱費基礎額通知書

第 令和 年 月 日
財務大臣 印

1. 3月分						令和 3 年 3 月 ～ 令和 3 年 5 月 分					
区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	前期還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/21≥0)	3月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考				
貨物割											
譲渡割											

(単位：円)

2. 4月及び5月分						令和 3 年 3 月 ～ 令和 3 年 5 月 分					
区分	納付額 ①	還付額 ②	還付金等返納額 ③	3月還付超過額 ④	徴収取扱費基礎額 ⑤((①-②+③-④)×10/22≥0)	4月及び5月還付超過額 ⑥(①-②+③-④×0)	備考				
貨物割											
譲渡割											

(単位：円)

(注) 上段内書は、前年度出納整理期間(4月及び5月)分である。

備考 1 用紙寸法は、日本産業規格A列4とする。

2 必要があるときは、上記の事項を記載するものをもって代えることができる。

様式 5②

様式 6

別紙様式6

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税関長 殿

知事



地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第7条の2の8第1項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和 ____ 年 ____ 月から令和 ____ 年 ____ 月まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.65}{100}$	円

様式 6

別紙様式6

_____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税関長 殿



地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第7条の2の8第1項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴収取扱費算定期間		徴収取扱費基礎額の通知のあった日
令和 ____ 年 ____ 月から令和 ____ 年 ____ 月まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
徴収取扱費基礎額	率	徴収取扱費の額
円	$\frac{0.65}{100}$	円

様式 6 ①

別紙様式 6 ①

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税関長 殿

知事



地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第 7 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 2 年 3 月 から 令和 2 年 5 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
令和 2 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.60}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.60}{100}$	円
令和 2 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.65}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和 2 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.60 を乗じて得た金額と令和 2 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」の合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 6 ①

別紙様式 6 ①

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税関長 殿



地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第 7 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 2 年 3 月 から 令和 2 年 5 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
令和 2 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.60}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.60}{100}$	円
令和 2 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額
円	$\frac{0.65}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和 2 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.60 を乗じて得た金額と令和 2 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」の合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 6 ②

別紙様式 6 ②

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税関長 殿

知事



地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第 7 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日	
令和 3 年 3 月 から 令和 3 年 5 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
令和 3 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.65}{100}$	円	
令和 3 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.65}{100}$	円	
徴 収 取 扱 費 の 額		円	

※「徴収取扱費の額」は、令和 3 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額と令和 3 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」それぞれの合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 6 ②

別紙様式 6 ②

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

税関長 殿



地方消費税徴収取扱費通知書（貨物割分）

地方税法施行規則第 7 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（貨物割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日	
令和 3 年 3 月 から 令和 3 年 5 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
令和 3 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.65}{100}$	円	
令和 3 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.65}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.65}{100}$	円	
徴 収 取 扱 費 の 額		円	

※「徴収取扱費の額」は、令和 3 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額と令和 3 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.65 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.65 を乗じて得た金額」それぞれの合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 7

別紙様式7

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿

知事



地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第3条の2の3第1項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 ____ 年 ____ 月 から 令和 ____ 年 ____ 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	徴 収 取 扱 費 の 額
円	$\frac{0.55}{100}$	円

様式 7

別紙様式7

_____ 日
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿



地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第3条の2の3第1項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 ____ 年 ____ 月 から 令和 ____ 年 ____ 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	徴 収 取 扱 費 の 額
円	$\frac{0.55}{100}$	円

様式 7 ①

別紙様式 7 ①

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿

知事



地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日	
令和 2 年 3 月 から 令和 2 年 5 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
令和 2 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.60}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.60}{100}$	円	
令和 2 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.55}{100}$	円	
徴 収 取 扱 費 の 額		円	

※「徴収取扱費の額」は、令和 2 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.60 を乗じて得た金額と令和 2 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」の合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 7 ①

別紙様式 7 ①

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官 殿



地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日	
令和 2 年 3 月 から 令和 2 年 5 月 まで		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
令和 2 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.60}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.60}{100}$	円	
令和 2 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を 乗 じ て 得 た 金 額	
円	$\frac{0.55}{100}$	円	
徴 収 取 扱 費 の 額		円	

※「徴収取扱費の額」は、令和 2 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.60 を乗じて得た金額と令和 2 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.60 を乗じて得た金額」と「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」の合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 7 ②

別紙様式 7 ②

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

国税庁長官 殿

知事 _____



地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 3 年 3 月 から 令和 3 年 5 月 まで		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
令和 3 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
令和 3 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和 3 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額と令和 3 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」それぞれの合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。

様式 7 ②

別紙様式 7 ②

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

国税庁長官 殿



地方消費税徴収取扱費通知書（譲渡割分）

地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方消費税（譲渡割）に係る徴収取扱費について、次のとおり通知します。

徴 収 取 扱 費 算 定 期 間		徴 収 取 扱 費 基 礎 額 の 通 知 の あ っ た 日
令和 3 年 3 月 から 令和 3 年 5 月 まで		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
令和 3 年 3 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
令和 3 年 4 月 及 び 5 月 の 徴 収 取 扱 費 基 礎 額	率	$\frac{0.55}{100}$ を乗じて得た金額
円	$\frac{0.55}{100}$	円
徴 収 取 扱 費 の 額		円

※「徴収取扱費の額」は、令和 3 年 3 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額と令和 3 年 4 月及び 5 月の徴収取扱費基礎額に 100 分の 0.55 を乗じて得た金額を端数処理を行わずに合計した後、その合計額の小数点以下を切り捨てています。ただし、上記表の「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」は、便宜上、小数点以下を切り捨てたものを記載しているため、上記表の「100 分の 0.55 を乗じて得た金額」それぞれの合計額と「徴収取扱費の額」とが一致しないことがあります。